

令和 7 年度（2025 年度）

施 政 方 針



吉 見 町

本日ここに、令和7年吉見町議会第1回定例会が開催され、町の行財政運営の要となります多くの議案をご審議いただくにあたり、令和7年度の町政に対する所信を申し述べ、町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

1 政策展開

はじめに、政策展開について申し上げます。

令和7年は、昭和の元号で100年、戦後80年にあたる節目の年になります。

これまで、戦後の復興から高度経済成長、バブル景気と崩壊、新型コロナウイルスの流行など、様々な局面を経て、そのたびに社会の在り様、人々の価値観は大きく変化してきました。

本町においても、昭和30年代から栽培が始まった「吉見いちご」をはじめ、大規模なほ場整備による農村の近代化や、首都圏50キロ圏という立地条件を生かした大規模工場の誘致など、平和の土台の下、町民の生業や生活、地域の環境や社会が変化していく中、先人達の想いを引き継ぎながら地域と連携したまちづくりが行われてきました。

先人たちのたゆまぬ努力に、改めて、深い敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、高齢化率の上昇と人口減少の同時進行や多様化する社会問題が浮き彫りとなる中、町民がそれぞれ将来にわたって幸せを実感できるまちづくりを継続していくためには、日常生活や経済活動を支えるインフラを維持し、つながりを実感できるコミュニティを形成していかなければなりません。

このため、政策の推進にあたっては、限られた資源を効率的に活用しながら、次の世代が安心して暮らせるまちづくりをめざし、

第六次吉見町総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）に掲げる、「変化の先を見る」、「あるものを活かす・つなげる」、「試してみる」の3つの基本的な視点をもって、町民が希望を持てるまちづくりを展開するため、自主財源の確保や公共施設の適正管理などの課題を踏まえた未来へつなぐ事業に取り組んでまいります。

2 令和7年度予算（案）

続きまして、政策展開に関する基本的な考え方に基づき編成した令和7年度予算（案）について申し上げます。

予算編成にあたっては、4点の基本方針を掲げ、将来を見据えた予算を編成しました。

■ 基本方針

- （1）町政全体を視野に入れ、課局間の相互連携に努め、「第六次吉見町総合振興計画」の将来像実現に向けた取組を着実に推進するものとします。
- （2）全ての事業の緊急性、必要性、有効性などを再検証し、事業目的を改めて確認した上で、事業・手法を根本から見直すものとします。
- （3）新規の事業については、先送りすることができない、真に必要な事業に厳選し取り組むこととします。
- （4）これまで継続的に実施してきた事業等についても、前例踏襲とせず、変化に柔軟に対応した上で、徹底的なコスト意識の下、経費削減を図ることとします。

令和 7 年度予算（案）は、

一般会計 87 億 7,800 万円（前年度比 19.1%増）

特別会計（3 会計）

45 億 6,100 万円（前年度比 1.6%増）

公営企業会計（水道事業）

11 億 8,592 万 9 千円（前年度比 9.6%増）

公営企業会計（下水道事業）

12 億 942 万 8 千円（前年度比 28.3%減）

全会計総計では、

157 億 3,435 万 7 千円（前年度比 7.6%増）

としました。

なお、基金について、令和 6 年度末の財政調整基金残高見込みは、約 11 億 104 万円です。財政指針で目安としている 7 億円をクリアしていることから、引き続き、円滑な予算の執行及び不測の事態への備えとして、一定額を確保するとともに、変化する行政需要に適切に対応するため有効に活用してまいります。

3 主要な事業

続きまして、令和 7 年度に取り組む主要な事業について、総合振興計画の基本構想に掲げたまちづくりの目標、6つの「ライフステージ」と、それぞれの「めざす姿」に沿って概要を申し上げます。

第1の目標は、「吉見で育ちたい 育てたい」

めざす姿は、まちの将来を担う大切な「よしみっ子」たちが
楽しみながら育っている です。

はじめに、「結婚・妊娠・出産」「母子保健」への取組ですが、こどもを安心して産み育てることができる環境を整えるために、不妊や不育症検査への助成、予防接種の普及啓発のほか、産婦健診の助成回数を拡充するとともに、「乳幼児健診」については、新たに1か月児と5歳児を対象とするなど、妊娠前から出産及び育児期において、切れ目のない支援に取り組んでまいります。

次に、「子育ての支援」への取組ですが、町の子育て支援策の方向性を定めた「第二期吉見町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援策を推進してまいりましたが、計画期間満了に伴い、新たに令和7年度から5か年を計画期間とする「第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。社会状況の変化や国の政策の動向、本町のこどもを取り巻く状況を念頭に置き、未来を担う大切なこどもたちの笑顔を地域全体で支えるため、より一層の子育て支援環境の充実に取り組んでまいります。

「よしみけやき保育所」については、こどもと保護者が安全に安心して保育所生活が送れる環境の維持と、こども一人一人の個性を大切にしたきめ細かな保育を継続してまいります。

また、併設している「子育て支援センター」については、保護者の交流の場として、子育ての不安や悩みに寄り添う支援を実施しております。今後も親子で集い、子育ての楽しさや喜びを実感できる事業を提供してまいります。

次に、「不安や悩みの軽減」への取組ですが、妊娠期から学齢

期までの子育て家庭やこどもの総合相談支援拠点として、こども家庭センターを開設いたしました。子育ての不安や課題を軽減するため、保護者やこどもに継続的に寄り添い、関係機関や地域と連携した包括的な支援を実施してまいります。

また、こども家庭センター内に併設する「こどもの居場所」については、学齢期のこどもが家庭でも学校でもない、安全で安心して過ごせる「第三の居場所」として、生活習慣を身に着けるための支援や学習の支援等を継続してまいります。

第2の目標は、「吉見で学びたい」

めざす姿は、子どもたちが夢の実現に向けて充実した学校生活を送っている
いつでも、どこでも、誰でも、様々な学びができ、活躍している です。

はじめに、「学校教育」への取組ですが、小学2年生から6年生を対象に「日本漢字能力検定」を受検する機会を設け、学習意欲の向上を図るとともに、言葉の意味や正しい使い方を理解し、総合的な言語能力を身に付けた児童を育成してまいります。

「外国語教育」については、外国語指導助手（ALT）を小・中学校に配置し、生きた英語や異文化を学ぶ機会を増やすとともに、グローバル社会に向けた外国語教育を充実させ、国際理解教育を推進してまいります。

また、児童生徒が自らの英語学習の成果を把握し、英語力を伸ばしていくことを目的に、中学1・2年生を対象に「実用英語技能検定」を実施してまいります。

「G I G Aスクール構想の推進」については、令和2年度に導入した1人1台のタブレット端末を技術の進歩に対応するために更新し、児童生徒が最新の技術を活用して学習することができる環境の整備を行い、I C Tを活用した教育の質の向上を図ってまいります。

「学校の教育環境のあり方」については、「吉見町立小学校統合再編計画」に基づき、こどもたちの社会性の育成及び互いに切磋琢磨できる場として一定規模を確保するとともに、義務教育9年間を通して小中学校の連携を図ることのできる環境を整備するため、吉見中学校敷地内に6校を統合再編した統合小学校の建設に取り組んでまいります。令和10年4月の開校に向け、「吉見町統合小学校に関する基本構想・基本計画」に示した、施設整備の基本的な考え方である「6校の和のもとに未来へつなぐ希望の学び舎」の建設に向け、統合小学校の設計業務を進めるとともに、新校舎建設に伴う中学校旧校舎等の解体工事を実施してまいります。

「統合小学校」については、こどもたちの教育環境を最優先に考えるとともに、地域にとっても魅力ある学校をめざし、校舎整備に取り組んでまいります。

次に、「地域を学ぶ・地域で学ぶ」への取組ですが、中央公民館と図書館の複合施設である図書交流館「ぷらっとよしみ」については、公民館と図書館が協働し、年間をとおして環境や防災、動物愛護等をテーマとした企画展を開催するとともに、それに関する特設コーナーを設置するなど、複合施設が持つ様々な機能を活かしながら、こどもの読書活動や学習支援の推進、様々な世代にとっての居場所の創出、交流の場や生涯学習機会の提供などに取り組んでまいります。

「町民会館」については、芸術文化の発信拠点として、身近で質の高い芸術文化に接する機会の提供と、町民の自主的な文化活動の支援に重点を置きながら、より多くの皆様に利用していただけるよう、事業の充実と施設の機能を生かした魅力的なイベントに取り組むとともにフレサよしみの利用促進に努めてまいります。

次に、「学びやスポーツの「場」」への取組ですが、「各生涯学習施設」については、町民が安全かつ快適に学習活動やスポーツ活動を行う拠点施設として有効に活用するため、統合小学校の整備に合わせ、公共施設全体の総合的な見直しを図って行く中で、武道館機能の移転先を検討してまいります。

「学校給食センター」については、施設の設備、機器等の機能維持を図るため、給食調理用ボイラー等の更新を行い、給食を安定的に提供できるよう努めてまいります。

次に、「生涯学習活動」への取組ですが、社会奉仕活動のきっかけづくりとして「ボランティア養成講座」の開催やこどもたちに多様な経験を提供するための「親子自然観察会」など、学びの機会の充実に努めてまいります。

また、「町民みんなが、1（いち）スポーツを」というスローガンの下、町民の健康づくり、体力づくり、交流の機会を充実させるため、吉見町スポーツ推進委員協議会や総合型地域スポーツクラブ等と連携し、誰もが気軽に参加できる各種スポーツ教室などを開催してまいります。

さらに、「中学校部活動の地域展開」については、関係機関と連携を図りながら、令和6年度に設置した吉見町地域クラブ活動推進協議会を中心に、まずは休日においてクラブ活動ができるように取り組んでまいります。

第3の目標は、「吉見で働きたい」

めざす姿は、一人ひとりの生活や個性に合った多様な働き方を
している

地域資源を活かした産業に活力が生まれている
です。

はじめに、「多様な就労と雇用」への取組ですが、企業誘致による雇用機会の拡大を図るため、県企業局との共同事業である大和田地区産業団地整備事業を進めており、埼玉版スーパー・シティプロジェクトへ位置付けることで、企業の早期進出に向け一層の事業推進を図るとともに、アクセス道路の整備工事及び県と連携した万光寺地内の交差点整備工事などに取り組んでまいります。

「雇用の促進」については、県やハローワーク等の関係機関と連携し、就労機会の確保に努め、町内商工業の雇用の創出に取り組んでまいります。

次に、「農業」への取組ですが、高齢化や人口減少による農業者の減少や耕作放棄地の拡大が懸念される中、めざすべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」に基づき、農地中間管理事業を活用した農地の集積、集約を推進してまいります。

また、「持続可能な農業の推進」については、農業基盤の整備や就農支援に力点を置き、力強い農業がある町をめざしてまいります。

次に、「商工業」への取組ですが、町商工会との連携や経営革新計画承認制度、住宅リフォーム制度などの補助制度をとおり、中小事業者の育成支援と地域経済の活性化に取り組んでまいります。

また、「住民ニーズの高い商業の拠点づくり」については、道の駅を中心とした賑わいの創出をコンセプトに埼玉版スーパー・

シティプロジェクトへ位置付け、関係機関の協力を得ながら事業の推進を図るとともに、道の駅東側への立地に向けて、関係機関との協議、調整に取り組んでまいります。

次に、「観光」への取組ですが、多くの方が訪れる「道の駅いちごの里よしみ」は、地域活性化と産業交流の場として、また、町の玄関口として機能する施設であります。国や大学など関係機関と連携したPR活動をとおして、交流人口の増加につながるよう、魅力ある道の駅づくりを進めてまいります。

また、「吉見百穴」については、国指定史跡であるとともに、町を代表する観光資源でもあるため、インバウンドや団体旅行などの来場者のニーズを逃すことなく、積極的なPRに取り組んでまいります。

第4の目標は、「吉見で暮らしたい」

めざす姿は、安全安心な環境で、快適な生活を送っている

自助・共助・公助によって助け合いながら暮らしている

心身ともに健康で、自分らしい生活を続けています。

はじめに、「暮らしやすい環境」への取組ですが、「吉見町定住化促進奨励金制度」の運用を図るとともに、町の活力を高めるため、東京23区等から移住して就業又は起業等をした方を対象とした「吉見町移住支援金制度」に取り組んでまいります。

また、令和6年12月に開設した「吉見町空き家バンク」を活用し、地域の活性化や移住・定住の促進に取り組んでまいります。

「交通政策」については、デマンド型交通の利用しやすい環境整備と情報発信に努めるとともに、全国的にドライバー不足が課題としてある中で、サービスを安定的に継続して提供できるよう、デマンド型交通の持続可能性及び利便性の向上に努めてまいります。

「買い物支援」については、買い物に行くことが困難な方を支援するとともに、身近な地域で気軽に集まれる居場所を作ることが目的に、町内43か所において食料品などを販売する移動販売事業に取り組んでまいります。

「県道東松山鴻巣線4車線化」については、用地買収や本線工事等、整備促進のため、県と町、相互に連携を図るとともに、荒川右岸堤から鴻巣市へ至る区間の事業化においても、「主要地方道東松山鴻巣線整備促進期成同盟会」を通じて、関係機関に要望してまいります。

また、関連する「迂回路の整備」については、より良好な住環境となるよう、地域の皆様にご協力をいただきながら、測量が完了した路線の用地買収など、迂回路の整備に取り組んでまいります。

「準用河川横見川の整備」については、激甚化している集中豪雨による内水氾濫の軽減を図るため、令和3年度から5か年計画で町財政に有利な地方債を活用し整備を進めており、計画期間の最終年である令和7年度の整備完了に向けて取り組んでまいります。

人々の憩いの場である「公園」については、地域の協力をいただきながら管理するとともに、来園者が、安全で安心して利用できるよう、除草や樹木の伐採、害虫防除、遊具の点検を実施してまいります。

「水道事業」については、配水管の耐震化を着実に進めてまいります。

また、老朽化した施設の更新と経費縮減のため、中央監視機能を今泉管理センターから黒岩配水場に移転いたします。

「下水道事業」については、中央地区の雨水排水対策として、汲田堀の整備を進めるとともに、「ストックマネジメント計画」に基づく管路の修繕や老朽化した農業集落排水施設の更新を実施してまいります。将来にわたって安定的に事業を継続していくため、経営の健全化に取り組み、財政基盤の強化に努めてまいります。

「新たなごみ処理施設等の建設」については、令和４年度に、埼玉中部環境保全組合で事務を開始し、令和６年度に、「新たなごみ処理施設等整備基本計画」が策定され、令和１４年度の施設稼働が予定されております。

ごみ処理は、町民生活に欠かすことのできない重要な事業でありますので、埼玉中部環境保全組合及び組合を構成する鴻巣市・北本市と連携し、鋭意取り組んでまいります。

「地球温暖化対策」については、「吉見町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、町・町民・事業者の一体的な取組に向けて、環境フェアの開催やこどもたちへの出前講座などの啓発活動を行うとともに、各家庭への再生可能エネルギー設備等の設置への支援を行ってまいります。

「ごみの減量化と資源循環」については、食用油、紙パックやペットボトルキャップなどの回収、リサイクルを始め、呼び名の変更によりごみの分別、削減意識の高揚に努めるなど、いまできることから取り組んでまいります。

次に、「病気の予防と健康長寿」への取組ですが、「病気の予防」については、生活習慣病予防のための特定健診や保健指導の

実施のほか、令和7年度は、带状疱疹ワクチン予防接種にかかる費用の一部助成を、ふるさと納税基金を活用し、町独自に接種対象者を拡大して実施してまいります。

また、「町民の健康づくり」については、「よしみ健康いきいきプラン」に基づき、町民と連携して健康増進、食育推進、自殺対策を一体的に取り組み、こどもから高齢者まで、誰もが心身ともに健康で過ごすことができる町をめざしてまいります。

「国民健康保険」については、県が財政運営の責任主体となり保険税水準の県内統一に向けた取組を加速させるとともに、収納率向上への取組を強化し、制度の安定的な運営に努めてまいります。

「後期高齢者医療」については、被保険者一人一人の健康保持増進と医療費の適正化を進め、健康寿命を延ばすため高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に取り組んでまいります。

「介護保険」については、高齢化率の上昇に伴い、利用者及び給付費の増加が見込まれることから、介護サービスを提供する事業所等とも緊密に連携を図り、介護給付の適正化、持続可能な制度運営に取り組んでまいります。

また、介護予防事業では、介護予防施設「悠友館」での体操教室や、各地域で行う出前介護予防教室など、高齢者の健康増進と介護予防に取り組んでまいります。

次に、「障がいのある人の自立と安心」への取組ですが、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズに応じた障害福祉サービスを幅広く提供してまいります。

次に、「助け合いと仲間づくり」への取組ですが、近所や隣同士などの地域のつながりは、災害時だけでなく、日常生活におい

でも福祉や防犯活動など互いに支えあい、助けあえる、重要なコミュニティであります。町民と地域が互いに支えあい、全ての町民が、安心して生活を送れる地域づくりをめざしてまいります。

「地域を守るコミュニティの醸成」の取組として、地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会との連携を強化するとともに、その活動を支援してまいります。

次に、「防災や防犯」への取組ですが、「避難所の環境整備」については、期間限定的に設けられた町財政に有利な地方債を活用し、中学校体育館、町民体育館及びB & G海洋センター体育館に空調設備の整備を進めてまいります。

また、同様に、有利な地方債を活用し、安全性の向上を目的とした庁舎の外壁改修工事を実施してまいります。

「地域防災力の向上」については、自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき結成された自主防災組織の育成支援を図るため、県の補助制度などを活用し、リーダー養成講座や各種訓練を実施してまいります。

また、自分の身は自分で守るという自助の考えの下、家庭ごとに安全対策や災害備蓄品の確保に努めるよう周知、啓発を図り、防災・減災対策を推進してまいります。

「災害時の要配慮者への対応」については、災害時要援護者名簿を活用し、民生委員・児童委員及び区長と連携して災害に備える活動に取り組んでまいります。

大規模な災害が発生した際には、様々な防災資機材が必要となることから、民間事業者との災害時応援協定の締結を進め、一層の防災力強化を図ってまいります。

「交通安全及び防犯対策」については、安全・安心まちづくり推進会議を中心として、総合的に推進するとともに、区画線やカ

ーブミラーなどの安全施設の整備、補修を進め、交通事故防止の啓発に努めてまいります。

また、町民が安全で安心して暮らせるよう、自治会から移管を受けた防犯灯については、適正な維持管理に努めてまいります。

「防犯パトロール」については、町内44団体、366人の方々が活動され、犯罪発生率が減少するなど大きな成果をあげております。今後も町の「交通安全計画」及び「防犯のまちづくり基本計画」に基づき、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

第5の目標は、「吉見を知りたい」

めざす姿は、町の魅力が多くの人に伝わり、関心を持つ人、
応援してくれる人が増えている です。

はじめに、「誰もが参加できるまちづくり」への取組ですが、広報紙、ホームページ、SNSなどを通じて正しい情報を分かりやすく伝えるとともに、ドローンで撮影した映像を活用して、新たな町の魅力を広くPRしてまいります。

「身近な集いの場づくり」については、行政区が実施する集会所の修繕などへ補助を行い、地域コミュニティの拠点となる場所を確保するとともに、区長との連携を深め、地域活動の活性化につながるよう支援してまいります。

次に、「地域資源と町のPR」への取組ですが、町の魅力を広く伝えるため、ふるさと大使やPR大使が町の観光や特産品の魅力を発信するほか、地域おこし協力隊や地域活性化起業人など、国の制度を活用して外部人材の視点で地域資源を活かしたPRに努めてまいります。

次に、「ふるさと納税の活用」への取組ですが、個人版ふるさと納税制度を積極的に活用することで、財源確保の面だけではなく、町のPRや認知度の向上、町内事業者の活性化につながっております。令和7年度は、ふるさと納税基金を活用し、带状疱疹予防接種費用助成事業や学校給食費多子世帯補助事業など様々な事業を実施してまいります。

また、「企業版ふるさと納税」については、令和6年度に設置した企業版ふるさと納税基金を財源として、「プロスポーツによる技術提供及び地域貢献活動事業」や「吉見町里山保全支援事業」を実施してまいります。持続的なまちづくりを進めていくためには、民間企業との連携が必要不可欠であると考えますので、全庁的に本制度の理解を深め、効果的な事業に活用してまいります。

第6の目標は、「吉見の未来を引き継ぎたい」

めざす姿は、まちの将来を「自分ごと」と捉えまちづくりに
参加している

自然や文化を大切に守り、みんなで未来への
まちづくりをしている です。

はじめに、「未来に向けて」への取組ですが、民間の専門的なノウハウや知見を活かす地域活性化起業人制度や都市部から移住し新鮮な視点で地域の魅力を再発見する地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、「農業・里山・スポーツ」といった町の資源を活かしながら、地域課題の解決を図る取組を進めてまいります。

次に、「歴史や文化の継承」への取組ですが、町内の貴重な文化財の保護や活用に努めるため、統合小学校建設予定地の発掘調査

を実施してまいります。

「史跡比企城館跡群松山城跡」については、史跡整備へ向けて発掘調査を実施するとともに公有地化に取り組んでまいります。

また、「史跡吉見百穴」については、史跡整備の方針や内容を取りまとめる「(仮称) 史跡吉見百穴整備基本計画」の策定に向けた基礎調査を実施してまいります。

次に、「人権と平和」への取組ですが、「人権意識の高揚」については、人権尊重の重要性、必要性の理解を深めるため、啓発活動を推進するとともに、「吉見町人権施策基本方針(第2次改定)」及び「第四次吉見町男女共同参画プラン」に基づき、不安や悩みを抱える町民が気軽に相談できる環境づくりに努めてまいります。

次に、「行財政運営」への取組ですが、持続可能な公共サービスの実現をめざし、「吉見町公共施設等総合管理計画」及び「吉見町公共施設個別施設計画」の改訂、公共施設の総量適正化やコスト最適化などに取り組んでまいります。

「デジタル技術の活用」については、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に基づき、国が進めるガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に向けて、データ整備や共通基盤の構築作業を進めてまいります。

また、デジタル手続法の施行に基づき、戸籍氏名へのふりがなの記載や地方公共団体情報システムの標準化を進め、町民の利便性の向上と負担軽減を図るとともに、業務改善による事務の効率化に取り組んでまいります。

デジタル化社会の基盤となる「マイナンバーカード」については、申請が困難な方への支援を続けるとともに、初めて利用される方へのサポートやマイナ保険証としての利用方法など、わかりやすく説明しながらカードの利用促進に努めてまいります。

「税務に関する手続」については、令和４年度の税制改正において地方税務事務のデジタル化として、e L T A X（エルタックス）を通じた電子申告、電子申請の対象手続や電子納付の対象税目、納付手段を拡大することが明記され、順次取組が進められております。納税者の利便性の向上、業務の効率化・省力化、適正・公正な課税の実現等のため、国が示す税務事務に関する全国統一的なデジタル化の方針に基づき、固定資産税や軽自動車税等の各種手続のほか、個人住民税の申告などの電子化に取り組み、「デジタルで完結する」税務手続をめざしてまいります。

むすび

今日、私たちを取り巻く社会情勢は、特に、人口減少、超少子高齢化、激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応、デジタル技術の活用、公共施設の老朽化対策など、多様な課題に直面する大きな転換期を迎えております。

また、社会の在り方が変化し、価値観の多様化する中、安心して暮らせる町づくりを着実に取り組まなければなりません。

このような中、令和7年度は、総合振興計画の前期基本計画の最終年度となります。前期基本計画の各施策の成果を検証し、町民の皆さまの声を的確に反映するとともに、本町の基本理念であります「未来へつなぐ みんなで安心して暮らせるまち よしみ」の実現に向け、町民サービスや福祉の向上を図ってまいります。

本町が持続可能な自治体として在り続けるために、町政運営の確固たる礎を築いていくことが、私に課せられた最も重要な使命であります。引き続き、本町の未来を見据えたまちづくりに全身全霊で取り組んでまいります。

以上、令和7年度の町政に臨む私の所信及び町政の基本方針を申し上げます。町政を共に担っていただく議員各位並びに町民の皆様に、なお、一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、令和7年度の施政方針といたします。

令和7年2月27日

吉見町長 宮崎 善雄

